（照会先）
社会保険庁運営部医療保険課
適用・徴収対策室
室　　長　金沢 孝志（内線 3602）
室長補佐　山崎 伸正（内線 3602）
電話（代表）03-5253-1111

平成１９年８月１０日

延滞金の徴収漏れについて

１　概　要

事業所が健康保険及び厚生年金保険の保険料等（以下単に「保険料」という。）を滞納した場合、当該事業所は滞納保険料と保険料の納期限の翌日からの日数により計算される延滞金を納付することが必要である。社会保険事務所においては、事業所が滞納保険料の納付指導に応じない場合には、財産差押を行うこととしており、延滞金は財産差押の日の前日までの日数で計算される。

（参考）

$$\text{延滞金} = \text{納付すべき保険料} \times 14.6\% \times \frac{\text{納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数}}{365}$$

今般、愛知社会保険事務局管内の８社会保険事務所（大曽根、中村、鶴舞、熱田、昭和、名古屋北、豊橋及び岡崎）において、保険料を滞納する事業所に対して、①差押えの事実がないにもかかわらず、差押えのオンライン入力処理、又は②実際に行った差押年月日以前の日付で、差押えのオンライン入力処理を行うことにより、延滞金計算の基礎となる日数を減少させ、徴収すべき延滞金の額を減額している不適正な事務処理の事案が判明した。調査の結果は以下のとおりである。

（１）調査対象

平成１７年１月１日から平成１８年１２月３１日までに、愛知社会保険事務局管内で行われた差押えの全オンライン入力処理について調査

（２）不適正な延滞金試算額

上記調査対象のうち、不適正な差押えのオンライン入力処理が行われ、追加して徴収すべき延滞金が生じた事業所が１８３か所、追加徴収金額は約６千８百万円である。

（注）この他不適正な差押え処理を行っているが、保険料の元本が納付されていないため、延滞金の調査決定が行われておらず、延滞金債権が未確定の事業所が３３か所ある。

２　今後の対応

今回の事案は、滞納保険料について、事業所との納付交渉を有利に進める等の理由により行ったものと考えられるが、法令遵守の観点から極めて遺憾である。今後、以下の対応を行うこととする。

- 不適正な処理にかかわった職員については、経過等について事情聴取を行うとともに、必要な措置をとる。
- 不適正なオンライン入力により、納付すべき延滞金が減額された事業主を個別に訪問し、本来徴収すべき延滞金と既に徴収した延滞金の差額の支払を求める。
- 長期の滞納事業所への的確な滞納整理事務の徹底等を図る通知を発出する。